

令和2年 第2回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

令和2年11月9日 開会

令和2年11月9日 閉会

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

提出議案目録

- 議案第6号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第1号）
- 議案第7号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第2号）
- 議案第8号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第3号）
- 議案第9号 令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第10号 令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第11号 津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 議案第12号 津軽広域水道企業団と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約案

（以上 11月9日 提出）

令和2年第2回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

令和2年11月9日 午後4時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案審議

議案第6号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第1号）

議案第7号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第2号）

議案第8号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第3号）

議案第9号 令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

議案第10号 令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第11号 津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案

議案第12号 津軽広域水道企業団と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	弘前市副市長	鎌田雅人	議員	6番	藤崎町長	平田博幸	議員
2番	黒石市長	高樋憲	議員	7番	田舎館村長	鈴木孝雄	議員
3番	五所川原市長	佐々木孝昌	議員	8番	板柳町長	成田誠	議員
4番	平川市副市長	古川洋文	議員	9番	鶴田町長	相川正光	議員
5番	青森市長	小野寺晃彦	議員	10番	つがる市副市長	倉光弘昭	議員

地方自治法第121条による出席者

企業長	櫻田宏	代表監査委員	菊地直光
副企業長	長尾忠行		
副企業長	福島弘芳		
事務局長	加藤和憲	西北事業部長	對馬繁樹
津軽浄水課長	山田章永	西北総務課長	杉野森登一
津軽工務課長	佐藤克嗣	西北工務課長	三上恒寛
津軽浄水課参事	寺山富士義	西北浄配水課長	三上久喜

議会事務局出席職員

書記長	津軽総務課長	千葉亨	書記	津軽総務課長補佐	古山潤
-----	--------	-----	----	----------	-----

職務のため出席した事務局職員

津軽工務課長補佐	藤田守正	西北総務課長補佐	中野雅仁
津軽総務課主幹	齊藤英樹		

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
午後 4 時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、令和 2 年第 2 回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

1 番鎌田雅人議員、3 番佐々木孝昌議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日としたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 3「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（千葉亨） （朗読）

諸般の報告

- 一 企業長提出議案 議案第 6 号から議案第12号の以上 7 件
- 一 企業長報告 報告第 1 号から報告第 3 号の以上 3 件
- 一 監査報告 津広水監発第 2 号及び津広水監発第 3 号の以上 2 件

以上

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 4、議案第 6 号から議案第12号までの以上 7 件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（櫻田宏） 本日招集いたしました令和 2 年第 2 回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第6号から議案第8号は、「専決処分の報告及び承認について」であります。

令和2年第1回議会定例会終了後において生じた議決事件に関し、急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであります。

議案第6号の内容は、企業団が加入しております「青森県市町村総合事務組合」の規約の変更などであります。

議案第7号の内容は、津軽広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例について、所要の改正をしようとするものであります。

議案第8号の内容は、津軽広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例について、所要の改正をしようとするものであります。

議案第9号は、「令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）」であります。

内容は、津軽事業部水道用水供給事業では、新たな債務負担行為として、No.1浄水池耐震化・補修事業（その2）及び、導・送水管路維持管理事業について、設定しようとするものであります。No.2浄水池耐震化・補修事業については、債務負担行為を削除しようとするものであります。

また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を2億5506万8000円に改めようとするものであります。

西北事業部水道事業については、収益的収支において、営業外収益を37万円、営業費用を500万円それぞれ増額し、資本的収支においては、工事負担金を94万6000円、建設費を5100万円それぞれ増額し、建設改良費を5100万円減額しようとするものであります。

議案第10号は、「令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

初めに、地方公営企業法第32条第2項に基づく令和元年度の利益の処分について、津軽事業部水道用水供給事業においては、3億2477万1739円を資本金に組み入れし、6億3334万1924円を減債積立金に積み立てしようとするものであります。

また、西北事業部水道事業においては、6882万4356円を資本金に組み入れし、3851万2149円を減債積立金に積み立てしようとするものであります。

続きまして、令和元年度決算の概要についてご説明いたします。

初めに、津軽事業部水道用水供給事業について、ご説明申し上げます。

用水供給の状況についてであります。年間用水供給量は、2166万2580立方メートルで、前年度との比較では、14万6770立方メートル、0.68パーセントの増となっております。

次に、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額24億9591万5435円に対し、支出決算額は、18億5040万6430円となっており、消費税抜き後の額で、6億3334万1924円の当年度純利益が生じております。

続きまして、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額1億3868万円に対し、支出決算額は、7億2678万5590円となっており、収支差し引きの不足額5億8810万5590円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって、補てんをいたしております。

次に、西北事業部水道事業について、ご説明申し上げます。

令和元年度における給水の状況についてであります。年度末における給水戸数は1万3614戸、給水人口は2万9112人で、これに対する有収水量は267万2676立方メートルで、前年度との比較では、1.46パーセントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額9億9664万6066円に対し、支出決算額は、8億6870万1199円となっており、消費税抜き後の額で、3851万2149円の当年度純利益が生じております。

続きまして、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額24億2875万821円に対し、支出決算額は、28億8362万4595円となっており、収支差し引きの不足額4億5487万3774円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって、補てんをいたしております。

議案第11号は、「津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案」についてであります。

その内容は、津軽広域水道企業団西北事業部の水道料金等を変更するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第12号は、「津軽広域水道企業団と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約案」についてであります。

その内容は、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を青森県人事委員会に委託するため、規約を制定しようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分にご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（高樋憲議員） 福島副企業長。

○副企業長（福島弘芳） 西北事業部経営協議会の開催状況につきまして、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案いたしております議案うち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る10月28日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。

以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第6号から議案第8号までの「専決処分の報告及び承認について」の以上3件を一括審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲） 議案第6号から議案第8号までを説明いたします。

初めに、議案第6号の内容は、当企業団が加入している「青森県市町村総合事務組合」から、令和2年3月31日をもって「三戸郡福祉事務組合」を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を変更する必要性が生じ、事務処理上急を要したため処分したものであります。

次に、議案第7号の内容は、地方公務員法の改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行されたことから、同職員のサービスの宣誓について、その任用形態や任用手続に応じた方法で行うことを可能とすることなど「津軽広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例」の一部改正が必要となり、事務処理上急を要したため処分したものであります。

最後に、議案第8号の内容は、「地方自治法等の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行され、「津軽広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例」における法律の引用条項が変更となったため、本条例の規定を整理する必要があり、事務処理上急を要したため処分したものであります。

以上で、議案第6号から第8号までの説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

議案第6号から議案第8号までの以上3件について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第6号から議案第8号までの以上3件について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第8号までは、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第9号「令和2年度 津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)」について審議いたします。

事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長(加藤和憲) 私からは、議案第9号のうち、第1章津軽事業部水道用水供給事業について、補足説明を申し上げますので、お手元に配付しております、令和2年度補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条債務負担行為につきまして、予算第1章第5条に定めた債務負担行為に、「No.1浄水池耐震化・補修事業(その2)」の令和2年度から令和3年度までの債務負担行為限度額1億4065万2000円及び「導・送水管路維持管理事業」の令和2年度から令和3年度までの債務負担行為限度額1480万円を新たに追加し、また、「No.2浄水池耐震化・補修事業」を削除するものであります。

「No.1浄水池耐震化・補修事業(その2)」は、No.1浄水池耐震化・補修事業が本年度で終了する予定でありましたが、浄水池を排水し内部調査を実施したところ、内部の状況が想定より劣化していることが判明したため、一部塗装を全面塗装とし、本事業を次年度まで延長する必要があるため、増額となる部分について、新たな債務負担行為を設定するものであります。

「導・送水管路維持管理事業」は、管路パトロール業務や弁類点検業務について、債務負担行為の積極的な活用により、年間を通じた切れ目のない業務を継続するため、新たな債務負担行為を設定するものであります。

「No.2浄水池耐震化・補修事業」は、No.1浄水池耐震化・補修事業を次年度まで延長する必要があるため、当初設定した工事期間及び工事内容の大幅な見直しが必要となったことから、債務負担行為を取り下げるものであります。

第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、予算第1章第9条第1号に定めた職員給与費、2億4865万円を2億5506万8000円に改めるものです。

令和2年4月1日より「会計年度任用職員制度」が施行され、これに伴い非常勤職員に支給していた賃金を、給料等として取り扱うことになったため、令和2年度の予

算策定時、賃金として計上していたものを、それぞれ給料及び手当等へ組替えするものであります。

以上で、議案第9号補正予算（第1号）のうち、第1章津軽事業部水道用水供給事業についての補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（對馬繁樹） 議会提出議案第9号、第2章西北事業部水道事業会計についてご説明いたします。

補正予算書の2ページをお開き願います。

第3条収益的収入及び支出につきまして、予算第2章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入の第2項営業外収益を37万円増額し第1款水道事業収益の総額を10億1812万9000円に改めようとするものであります。

これは、納税計算による消費税及び地方消費税還付金を増額しようとするものであります。

続きまして、支出の第1項営業費用を500万円増額し第1款水道事業費用の総額を9億1174万1000円に改めようとするものであります。

これは、浄水施設に係る修繕費を増額しようとするものであります。

次に、第4条資本的収入及び支出につきまして、予算第2章第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額のうち、収入の第4項工事負担金を94万6000円増額し、第1款資本的収入の総額を32億5288万9000円に改めようとするものであります。

これは、津軽令和大橋建設に伴う標識設置のための、配水管布設替に係る工事負担金であります。

続きまして、支出の第1項建設費を5100万円増額し、第2項建設改良費を5100万円減額するものであります。なお、第1款資本的支出の総額に変更はございません。

これは、建設費の特定広域化事業のうち、現在建設中の受水池内に給水ポンプを設置し、建設改良費は、受水に係る施設利用権を減額しようとするものであります。

これにより、予算第2章第4条本文カッコ書に記載しております資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補てん財源をそれぞれ改めようとするものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第9号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号「令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長(加藤和憲) 議案第10号は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定に基づき、決算を議会の認定に付するものであります。

私からは、第1章津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げます。

初めに、利益の処分についてご説明いたしますので、お手元に配布しております「令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計決算書」の7頁をお開き願います。

令和元年度末の未処分利益剰余金9億5811万3663円のうち、平成30年度の純利益から、減債積立金として使用した3億2477万1739円を資本金に組み入れしようとするものであります。

また、令和元年度の純利益である6億3334万1924円は、起債の償還にあてるため、減債積立金に積み立てしようとするものであります。

続きまして、決算の概要についてご説明いたしますので、決算書の1頁・2頁にお戻りください。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

上の表の収入の第1款用水供給事業収益は、決算額24億9591万5435円となり、予算額に比べ763万6435円の増となりました。

このうち、第1項営業収益は、決算額21億7353万9544円となり、予算額に比べ60万9544円の増となりました。

第2項営業外収益は、決算額3億2237万5891円となり、予算額に比べ702万6891円の増となりました。

これは、電力売却収入が予算額に比べ約687万円の増となったためであります。

次に下の表の支出についてご説明申し上げます。

第1款用水供給事業費用は、決算額18億5040万6430円となり、不用額は1億7404万1670円となりました。

このうち、第1項の営業費用は、決算額16億9457万4844円となり、翌年度繰越額280万7900円を除いた不用額は1億7404万1670円となりました。

不用額の主なものは、委託料、薬品費、修繕費であります。

第2項の営業外費用は、支払利息、消費税等納付税額などで決算額1億5583万1586円となりました。

決算書の5頁損益計算書をお開き願います。

下から3行目にありますとおり、税抜き後の当年度純利益は、6億3334万1924円となっております。

決算書の3頁・4頁にお戻りください。

資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

まず、上の表の収入の第1款資本的収入は、決算額1億3868万円となり、予算額に比べ1億1107万2000円の減となりました。

このうち、第1項の企業債が、決算額1600万円、第2項の工事負担金は、決算額2268万円、第3項の投資有価証券売却収入が、決算額1億円となりました。

次に、下の表の支出の第1款資本的支出は、決算額7億2678万5590円となり、不用額は2703万1410円となりました。

このうち、第1項建設改良費は、決算額2億201万3851円となり、翌年度繰越額5517万1000円を除いた不用額は2703万1149円となりました。

不用額の主なものは、ろ過池設備改良等実施設計業務委託、受水池電気室建築付帯電気設備更新実施設計業務委託などの委託料及び事務費であります。

第2項投資有価証券は、決算額2億円となりました。

第3項企業債償還金は、決算額3億2477万1739円となり、不用額261円となりました。

以上のことから、表の欄外に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億8810万5590円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1215万4781円、減債積立金3億2477万1739円及び過年度分損益勘定留保資金2億5117万9070円をもって補てんしております。

以上で、第1章津軽事業部水道用水供給事業の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（對馬繁樹） 議会提出議案第10号、第2章西北事業部水道事業について補足説明いたします。

初めに、利益の処分についてであります。決算書の32ページをお開き願います。

令和元年度の剰余金の処分についてであります。表の右端に記載しております未

処分利益剰余金 1 億733万6505円は、減債積立金として使用した額6882万4356円を資本金へ組み入れ、当年度純利益3851万2149円を企業債償還のために減債積立金へ積立てしようとするものであります。

続きまして、決算についてご説明いたしますので、26ページにお戻りください。

初めに、(1)の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の第1款水道事業収益は、決算額が9億9664万6066円となり、予算額に比べ、2484万3934円の減となりました。減となった主なものは、給水収益と消費税及び地方消費税の還付金であります。

次に、支出についてご説明いたします。

第1款水道事業費用は、決算額が8億6870万1199円となり、不用額は3230万3801円となりました。不用額の主なものは、給与費及び委託料であります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、28ページをお開き願います。

収入の第1款資本的収入は、決算額が24億2875万821円となり、予算額に比べ、742万2179円の減となりました。減となった主なものは、特定広域化施設整備事業の財源である出資金及び工事負担金であります。

次に、支出の第1款資本的支出は、決算額が28億8362万4595円となり、不用額は、1億6067万6405円となりました。不用額の主なものは、建設改良費の施設費及び営業設備費であります。

これにより、表の下に記載しております資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億5487万3774円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8765万8590円、減債積立金6882万4356円、及び過年度分損益勘定留保資金2億9839万828円をもって補てんしております。

続きまして、事業内容の報告をいたしますので、35ページをお開き願います。

イの建設事業の状況ですが、(ア)の水道施設建設事業では、事業費20億4288万1289円をもって、つがる市には525.6mの送水管と、1158.6mの配水管を、鶴田町・板柳町・青森市浪岡地区に合わせて689mの送水管を布設し、そのほかに、受水池、調整池、配水池の築造工事を行いました。

(イ)の水道施設改良事業では、事業費5億5200万2060円をもって、つがる市に4634.2m、五所川原市市浦地区に776.3mの配水管を布設替えしたほか、用水受水のための施設利用権として、津軽事業部施設改良分を負担しました。

最後に、ウの経営収支の状況ですが、収益的収支では、税抜きの収入総額8億8608万5826円に対し、支出総額は、8億4757万3677円となり、収支差し引きで、3851万2149円の当年度純利益が生じました。

以上で、説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第10号は、原案のとおり可決及び認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決及び認定されました。

続きまして、議案第11号「津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明があります。西北事業部長。

○西北事業部長（對馬繁樹） 議会提出議案第11号、津軽広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例案について補足説明いたします。

西北事業部の持続可能な経営に取り組むために、水道料金の改定が必要になることから、料金等を変更するため、所要の改正をしようとするものであります。

なお、改正する料金につきましては、平成30年7月に、西北事業部水道料金検討審議会から答申をいただいた内容と同じになっております。

以上で給水条例の一部を改正する条例案についての説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第11号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第12号「津軽広域水道企業団と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約案」について審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲） 議案第12号について補足説明を申し上げます。

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、当企業団における公平委員会の事務を青森県人事委員会に委託するため、企業団議会の議決を経て定める規約を制定しようとするものであります。

この規約の制定は、青森県内の他の水道企業団でも進めており、青森県では、同様の内容を2月の県議会に上程し、議決を得た後に、青森県・企業団の双方で告示をし施行することになります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第12号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、本定例会に付議された案件は、終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。企業長。

○企業長（櫻田宏） 令和2年第2回津軽広域水道企業団議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、令和元年度決算の認定など、提出いたしました各議案について、慎重なご審議を賜り、本日ここに全議案議了、ご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、津軽地域においても、さまざまな影響が出ており、更に冬季を迎え、インフルエンザの蔓延も心配されます。

議員の皆様には、くれぐれも健康に御留意され、一層の御活躍を祈念申し上げます。閉会に当たってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（高樋憲議員） これをもちまして、令和2年第2回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後4時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長 高 樋 憲

(黒石市長)

署名議員 鎌田雅人

(弘前市副市長)

署名議員 佐々木孝昌

(五所川原市長)
